

事務連絡
令和3年5月26日

各宜野湾市指定居宅介護支援事業者 殿

宜野湾市介護長寿課長
(公印省略)

認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用の取り扱いについて

短期入所生活（療養）介護サービス（以下「短期入所サービス」という。）は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであるとの観点から、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図る為のものです。

居宅サービス計画作成にあたっては、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所サービスの利用日数が、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければなりませんとされています。（厚生省令第38号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条）

このため、短期入所サービスを長期利用しないための検討を行っているか、また、使用者の心身状況や環境、意向等を勘案しつつ適切な評価に基づきケアプランが作成されており「特に必要と認められている場合」であるか確認するために短期入所サービスの利用日数が、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超える場合には、保険者への連絡・相談をお願いします。

記

1. 提出書類

- ・アセスメントシート
- ・居宅サービス計画（第1～7表）

2. 提出時期

居宅サービス計画作成時、もしくは実績の利用日数を累計した上で短期入所サービスの利用が認定有効期間のおおむね半数を超えると見込まれた場合は速やかにご相談をお願いします。

3. 留意事項

短期入所サービスの利用については、前述の通り、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図る為のものであることから認定有効期間のおおむね半数を超えない場合であっても、その利用者の心身の状況や環境等を十分に勘案し、必要最低限にとどめてください。